

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第5号

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては1</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に100分の75</u>を乗じて得た額の総額</p>

<p><u>00分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から17まで <省略></p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額<u>に、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額<u>に、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から17まで <省略></p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額<u>に100分の1.125</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額<u>に100分の75</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>
---	---

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

職員 の区 分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	284,000	312,900	326,000	391,300	416,100
	2	141,200	192,000	228,000	286,100	315,000	328,000	393,600	418,400
	3	142,400	193,800	229,500	288,100	317,200	330,200	395,800	420,500
	4	143,500	195,600	231,100	290,200	319,300	332,400	398,200	422,700
	5	144,600	197,200	232,600	292,200	321,400	334,500	400,000	424,700
	6	145,700	199,000	234,300	294,200	323,400	336,700	402,000	426,800
	7	146,800	200,800	235,800	296,300	325,500	338,800	403,900	428,900
8	147,900	202,600	237,400	298,300	327,500	341,000	405,700	431,000	

9	149,000	204,300	238,900	300,400	329,500	343,000	407,600	432,700
10	150,400	206,100	240,400	302,500	331,600	345,000	409,400	434,500
11	151,700	207,900	242,000	304,500	333,600	347,100	411,200	436,500
12	153,000	209,700	243,500	306,600	335,700	349,100	413,100	438,500
13	154,300	211,100	245,000	308,400	337,300	351,000	414,900	440,400
14	155,800	212,900	246,500	310,500	339,200	353,000	416,400	442,200
15	157,300	214,600	247,900	312,600	341,100	354,800	417,900	444,000
16	158,900	216,400	249,300	314,600	343,000	356,700	419,500	445,700
17	160,200	218,100	250,800	316,600	344,700	358,700	421,100	447,500
18	161,700	219,800	252,600	318,600	346,600	360,600	422,400	449,000
19	163,200	221,400	254,300	320,700	348,500	362,600	423,700	450,400
20	164,700	223,000	256,100	322,800	350,300	364,500	424,900	451,900
21	166,100	224,500	257,800	324,300	352,200	366,500	426,100	453,300
22	168,800	226,200	259,600	326,300	354,000	368,400	427,400	454,600
23	171,400	227,800	261,400	328,200	355,800	370,400	428,700	455,900
24	174,000	229,400	263,100	330,300	357,500	372,400	429,900	457,100
25	176,700	230,800	265,100	332,200	358,900	373,900	431,100	458,100
26	178,400	232,300	267,000	334,100	360,200	375,700	431,900	458,800
27	180,100	233,800	268,800	336,100	361,600	377,500	432,700	459,600
28	181,800	235,100	270,700	338,000	363,000	379,100	433,500	460,300
29	183,300	236,400	272,400	339,900	364,300	380,900	434,100	461,000
30	185,100	237,600	274,300	341,800	365,200	382,300	434,800	461,800
31	186,900	238,700	276,200	343,600	366,300	383,800	435,500	462,500
32	188,600	239,900	278,000	345,500	367,400	385,400	436,200	463,100
33	190,200	241,200	279,700	347,000	368,200	386,800	437,000	463,600
34	191,700	242,500	281,600	348,400	369,100	388,000	437,800	464,200
35	193,200	243,700	283,400	349,900	370,000	389,200	438,200	464,800
36	194,700	245,000	285,300	351,400	370,900	390,300	438,900	465,400
37	196,000	246,000	287,000	353,000	371,800	391,400	439,400	465,900
38	197,300	247,400	288,700	353,800	372,600	392,600	439,800	466,400
39	198,600	248,900	290,500	355,000	373,400	393,800	440,200	466,800
40	199,900	250,400	292,300	356,000	374,200	394,900	440,600	467,100
41	201,200	251,800	294,000	356,900	374,900	395,600	441,000	467,400
42	202,500	253,200	295,700	358,000	375,600	396,300	441,400	467,700
43	203,800	254,600	297,400	358,900	376,300	397,000	441,800	468,000
44	205,100	256,000	299,000	360,000	377,000	397,700	442,100	468,300
45	206,300	257,200	300,700	360,900	377,500	398,300	442,400	468,600
46	207,600	258,500	302,400	361,600	378,100	398,900	442,800	468,900
47	208,900	259,900	304,000	362,300	378,700	399,400	443,100	469,200
48	210,200	261,300	305,700	363,000	379,400	399,800	443,400	469,500

49	211,300	262,600	306,900	363,400	379,800	400,200	443,700	469,800
50	212,400	263,700	308,400	364,000	380,500	400,500	444,000	470,100
51	213,400	265,000	309,900	364,700	381,100	400,800	444,300	470,400
52	214,500	266,300	311,500	365,400	381,700	401,100	444,600	470,700
53	215,600	267,400	313,100	365,700	382,100	401,400	444,900	471,000
54	216,600	268,500	314,700	366,400	382,700	401,700	445,200	
55	217,500	269,800	316,300	367,100	383,300	402,000	445,500	
56	218,500	271,100	317,800	367,800	383,900	402,300	445,800	
57	219,200	272,200	319,300	368,100	384,300	402,600	446,100	
58	220,100	273,200	320,500	368,700	384,800	402,900	446,400	
59	221,000	274,300	321,700	369,400	385,300	403,200	446,700	
60	221,900	275,400	322,900	370,000	385,900	403,500	447,000	
61	222,600	276,600	323,600	370,300	386,200	403,800	447,300	
62	223,600	277,600	324,500	370,900	386,600	404,100		
63	224,500	278,500	325,300	371,600	387,000	404,400		
64	225,400	279,500	326,100	372,200	387,400	404,700		
65	226,100	280,300	327,000	372,600	387,700	404,900		
66	227,000	281,200	327,400	373,100	388,000	405,200		
67	227,900	281,900	328,100	373,700	388,300	405,500		
68	229,000	282,800	328,900	374,200	388,600	405,800		
69	229,800	283,800	329,700	374,700	388,800	406,000		
70	230,500	284,600	330,400	375,300	389,100	406,300		
71	231,200	285,400	331,100	375,800	389,400	406,600		
72	232,000	286,200	331,800	376,100	389,600	406,800		
73	232,800	287,000	332,300	376,500	389,800	407,000		
74	233,500	287,500	332,900	377,000	390,100	407,300		
75	234,200	287,900	333,400	377,400	390,400	407,600		
76	234,900	288,400	334,000	377,800	390,600	407,800		
77	235,600	288,500	334,300	378,200	390,800	408,000		
78	236,400	288,900	334,800	378,700	391,100	408,300		
79	237,200	289,100	335,200	379,100	391,400	408,600		
80	238,000	289,500	335,700	379,500	391,600	408,800		
81	238,700	289,700	336,100	379,800	391,800	409,000		
82	239,400	289,900	336,600	380,300	392,100	409,300		
83	240,100	290,300	337,100	380,700	392,400	409,600		
84	240,800	290,600	337,600	381,100	392,600	409,800		
85	241,500	290,900	337,900	381,400	392,800	410,000		
86	242,200	291,200	338,300	381,900	393,100	410,300		
87	242,900	291,500	338,800	382,300	393,400	410,600		
88	243,600	291,900	339,200	382,700	393,600	410,800		

89	244,300	292,200	339,500	383,000	393,800	411,000		
90	244,800	292,600	339,900	383,500	394,100	411,300		
91	245,300	292,900	340,400	383,900	394,400	411,600		
92	245,800	293,300	340,800	384,300	394,600	411,800		
93	246,100	293,400	341,000	384,600	394,800	412,000		
94		293,600	341,400	385,100	395,100			
95		294,000	341,900	385,500	395,400			
96		294,400	342,300	385,900	395,600			
97		294,600	342,400	386,200	395,800			
98		294,900	342,900	386,700				
99		295,300	343,300	387,100				
100		295,700	343,600	387,500				
101		295,900	343,900	387,800				
102		296,200	344,300					
103		296,600	344,700					
104		296,900	345,100					
105		297,100	345,600					
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					
108		298,100	346,800					
109		298,300	347,300					
110		298,700	347,700					
111		299,100	348,000					
112		299,400	348,300					
113		299,500	348,800					
114		299,800	349,100					
115		300,100	349,400					
116		300,500	349,700					
117		300,700	350,200					
118		300,900	350,500					
119		301,200	350,800					
120		301,500	351,100					
121		301,900	351,600					
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,000						
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

第2条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から17まで <省略></p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定に</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から17まで <省略></p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定に</p>

より給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に <u>100分の1.2</u> を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に <u>100分の80</u> を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。	より給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275</u> を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85</u> を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
--	---

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>（給与の特例）</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>371,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>419,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>471,000円</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>532,000円</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>607,000円</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>709,000円</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>829,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2から5まで <省略> （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の</p>	号給	給料月額	1	<u>371,000円</u>	2	<u>419,000円</u>	3	<u>471,000円</u>	4	<u>532,000円</u>	5	<u>607,000円</u>	6	<u>709,000円</u>	7	<u>829,000円</u>	<p>（給与の特例）</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>377,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>426,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>479,000円</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>542,000円</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>618,000円</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>722,000円</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>845,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2から5まで <省略> （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の</p>	号給	給料月額	1	<u>377,000円</u>	2	<u>426,000円</u>	3	<u>479,000円</u>	4	<u>542,000円</u>	5	<u>618,000円</u>	6	<u>722,000円</u>	7	<u>845,000円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>371,000円</u>																																
2	<u>419,000円</u>																																
3	<u>471,000円</u>																																
4	<u>532,000円</u>																																
5	<u>607,000円</u>																																
6	<u>709,000円</u>																																
7	<u>829,000円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>377,000円</u>																																
2	<u>426,000円</u>																																
3	<u>479,000円</u>																																
4	<u>542,000円</u>																																
5	<u>618,000円</u>																																
6	<u>722,000円</u>																																
7	<u>845,000円</u>																																

<p>2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>	<p>2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>
--	--

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>

5」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。	あるのは「 <u>100分の160</u> 」とする。
----------------------------------	-----------------------------

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年瀬戸市第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1から6まで <省略></p> <p>(平成28年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)</p> <p>7 切替日から平成28年3月31日までの間における改正後の第14条の2第2項の適用については、同項中「3万円」とあるのは「3万円を超えない範囲内で市長が定める額」とする。</p> <p>8 <省略></p>	<p>附 則</p> <p>1から6まで <省略></p> <p>(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)</p> <p>7 切替日から平成30年3月31日までの間における改正後の第14条の2第2項の適用については、同項中「3万円」とあるのは「3万円を超えない範囲内で市長が定める額」とする。</p> <p>8 <省略></p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（瀬戸市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。））による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。））による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 改正後の任期付職員条例第5条の規定を適用する場合において、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 改正後の任期付職員条例第5条の規定を適用する場合において、切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 7 改正後の任期付職員条例第5条の規定を適用する場合において、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用

の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。